

別添資料

やまぐちエコリーダースクールについて

【やまぐちエコリーダースクールとは】

環境教育に関する活動に**環境マネジメントシステム（P D C Aサイクル）**の手法を取り入れた取組を行い、県教委が「やまぐちエコリーダースクール」と認証した学校です。

環境マネジメントシステムとは

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する**方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく**ことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、**このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み**を「環境マネジメントシステム」（E M S - Environmental Management System）といいます。

学校における活動の方針や目標を宣言し、その達成に向けて取り組み、活動による成果と課題を明らかにしながら、児童生徒が主体的に環境保全に取り組む「やまぐちエコリーダースクール」は、まさしく環境マネジメントシステムを取り入れた取組といえます。

【やまぐちエコリーダースクールに認証されるためには…】

- 1 学校での活動方針を「行動宣言」として内外に示します。
（校内には全校集会等で、校外には学校だよりや学校ホームページ等を通じて行う。）
- 2 この宣言と取組状況を記載した提出書類等を基に県教育委員会が実施校を指定し、その後の活動成果を評価した上で、年度末にエコリーダースクールとして認証します。

【行動宣言の例】

行動宣言

〇〇小学校

- ◎ 空き缶・空き瓶等をリサイクルします。
- ◎ 給食の食べ残しをしないようにします。

行動宣言

〇△小学校

- ◎ 空き教室の照明のスイッチをこまめに切ります。
- ◎ 手洗い・歯磨きの水を節約します。

行動宣言

□□中学校

- ◎ 校舎・校庭の美化作業に努めます。
- ◎ 環境保全に関する地域の催しや活動に、積極的に参加します。

行動宣言

〇□中学校

- ◎ 地域の方々と協力して〇〇川の清掃活動に取り組み、水質保全に努め、ホタルがすめる川にします。

行動宣言

◇△高等学校

- ◎ 近隣の小学校を訪問し、木炭を使った水質浄化の取組について紹介し、普及に努めます。

行動宣言

□△高等学校

- ◎ 地球温暖化防止対策として〇〇〇〇〇〇の効果について研究を進め、実証展示を行います。

《行動宣言を決めるに当たっての留意事項》

- ア 上記の例の他、学校独自の取組を宣言にしてもよいこと
- イ 児童生徒が主体的に取り組む活動を中心とした宣言とすること
- ウ P D C A サイクルに基づいて取組の内容と成果をチェックし、年度ごとに宣言の内容も改善を図ること
- エ 学校での環境教育に関する年間計画に基づいたものとする
- オ 単年度の取組にとどまらず、次年度以降の発展・継続性を考慮すること
- カ 地域・家庭への活動の普及が図れるものが望ましいこと

【実施方法】

- ① 県教育委員会は、実施要項に基づき、実施希望校（以下「実施校」とする）を募集する。
- ② 実施校は、「行動宣言」を行い、参加申請書（別紙様式1）及び環境教育に係る年間計画（様式は問わない）を提出する。
- ③ 県教育委員会は、提出書類をもとに実施校を指定する。
- ④ 実施校は、年度末に報告書（別紙様式2）を提出し、県教育委員会が認証する。
- ⑤ 県教育委員会は、認証校の中から特に顕著な取組を表彰する。

《認証のポイント》

- ア 児童生徒が主体的な活動を行っていること
- イ 計画(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)サイクルが構築されていること
- ウ 環境教育に関する年間の計画に基づいた活動であること
- エ 次年度以降の発展・継続性がある取組となっていること
- オ 学校における取組の地域・家庭への普及が見込めること

【期待される成果】

- やまぐちエコリーダースクールでは、学校全体で行う活動と教科等での学習活動とが相乗効果をもたらし、児童生徒の環境保全に関する自発性が喚起されるとともに、次世代を担う国民としての資質の向上を図ることができます。
- 児童生徒による「行動宣言」に基づいて主体的な取組を行うことで、児童生徒に達成感を与え、自ら考えて行動する力の育成することができます。
- 実施校での取組の様子をウェブページ等で積極的に情報発信することにより、認証校内だけの取組に留まることなく、成果を他校にも普及するとともに、さらには、児童生徒の意欲が家庭・地域にも波及効果をもたらすことができます。



児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の
環境保全に対する意識高揚・実践力向上（地域環境力の向上）

【参考資料】 児童生徒による主体的な環境学習を進めるために

児童生徒による主体的な環境学習を進める上で大切なのは、「何を」「何のために」「どのようにして」「どのようにしていきたい」という具体的なイメージを児童生徒がもつということです。環境学習に取り組む視点を明確にし、児童生徒が具体的な活動のイメージを共有することで、より協働的で主体的な取組へとつなげていくことができます。

児童生徒による主体的な環境学習を進める上で参考になる資料を以下に紹介します。

「環境教育指導資料 [小学校編]」(国立教育政策研究所教育課程研究センター,平成19年)では、学校教育において「環境をとらえる視点」について次のように説明されています。



平成19年9月
国立教育政策研究所
教育課程研究センター

環境教育指導資料 [小学校編]

(4) 環境をとらえる視点

環境教育を進めるに当たっては、能力と態度の育成だけではなく、自然や社会の事物・現象を多面的・総合的にとらえることができるようにすることも大切である、そのために、例えば、次に挙げるような視点を児童が意識するように指導することが重要である。

循環：人間の活動による環境負荷を減らし、循環型社会の実現を目指す。

多様性：生物の多様性についての理解を深め、段階的な保全を考える。

生態系：微妙なバランスで成り立つ生態系について理解を深める。

共生：異なる種の生物同士が緊密な関係を保ちながら生活していることについて理解を深める。

有限性：自然の資源は基本的に有限であるということを理解し、次世代のために大切にしていく。

保全：自然の状態を調べ、適切に手を加えながら管理することで、積極的に自然を保護しようとする。

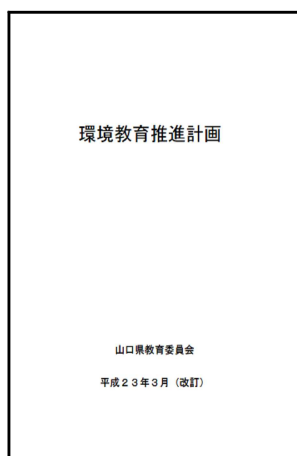
(第2章 小学校における環境教育 第1節より)

参考URL

環境教育指導資料 [小学校編]

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/shiryu01/kankyo02.pdf>

山口県においては「**環境教育推進計画**」(山口県教育委員会,平成23年)の中で、これからの環境教育の方向性について下記のように示されています。



環境教育推進計画

我が国においても、中央環境審議会からの答申「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」(1999年)で、環境教育をいわゆる「環境のための教育」という枠から、「持続可能な社会の実現のための教育」にまで範囲を広げることを求めています。そこで、**循環・共生型**の持続可能な社会の構築に向けて、様々な問題を解決していこうという思考・行動自体を環境教育と捉えることが必要です。つまり、**ESDの視点に立った環境教育**では、単に環境だけではなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要となります。

※ESD・・・持続可能な開発のための教育

(Education for Sustainable Development)

平成23年3月
山口県教育委員会

(第1章 2 持続可能な発展のための教育(ESD)の視点に立った環境教育より)

参考URL

環境教育推進計画(山口県)

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/kankyo/keikaku.html>



持続可能な開発のための教育(ESD)について

持続可能な開発のための教育(ESD)とは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であり、その中には、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、開発、防災などのテーマ・内容が含まれます。したがって、ESDで取り上げるテーマ・内容は必ずしも新しいものではありません。むしろ、それらをESDという新しい視点から捉え直すことにより、個別分野の取組に、持続可能な社会の構築という共通の目的を与え、具体的な活動の展開に明確な方向付けをするものです。また、それぞれの取組をお互いに結び付けることにより、既存の取組の一層の充実発展を図ることを可能にします。

ESDの実施においては、「**人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと**」や、「**他人、社会、自然環境との関係性を認識し、関わり、つながりを尊重できる個人を育むこと**」の観点が必要です。

(文部科学省ホームページより引用 <http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339991.htm>)

そのほかの参考資料

環境教育に活用できる学校づくり実践事例集

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm